

2023年5月26日

〒100-0004
東京都千代田区大手町一丁目1番2号
大手門タワー
西村あさひ法律事務所
FAX：03-6250-7200
株式会社ナガホリ
代理人弁護士 太田 洋 先生

〒100-0006
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
有楽町電気ビル南館5階552
弁護士法人ニューポート法律事務所
リ・ジェネレーション株式会社
代理人弁護士 戸田 裕典
同 鈴木 多門
TEL：03-6435-5689
FAX：03-6435-5699



質問状

前略

当職らは、リ・ジェネレーション株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、貴社において、当社による貴社株式の買い集めに対応するためのアドバイザリー契約を締結し、多額のアドバイザリー費用を支払っていると推察される株式会社アイ・アールジャパン（以下「IRJ」といいます。）及び西村あさひ法律事務所（以下「西村あさひ」といいます。）に関する事項について、以下のとおり、質問させていただきます。

貴社も十分にご承知のこととは存じますが、IRJでは、各種報道や第三者委員会による2023年3月7日付け調査報告書にて公表されているとおり、元代表取締役副社長の栗尾拓滋氏（以下「栗尾氏」といいます。）によって、アジア開発キャピタル株式会社（以下「ADC」といいます。）による株式会社東京機械製作所（以下「TKS」といいます。）に対する支配権取得を巡り、先行してADCに対し、TKSの支配権取得に関する具体的提案をしておきながら、その後、TKSとの間で当該支配権取得に対応するためのアドバイザリー契約を締結するという、いわゆる「マッチポンプ」と評価せざるを得ない状況にあった事実が判明しておりま

す。

さらに、栗尾氏は、ADCに対して、上記支配権取得に関する具体的提案として、大量保有報告書の提出義務及びTOB規制を免れる目的を企図して、複数のファンドを用いてそれぞれ5%未満のTKS株式を水面下で買付させ、安価で大量取得すること、すなわち、いわゆる「ウルフパック戦術」を指南していた事実も明らかとなっております。

一方で、2022年12月20日付けのダイヤモンドオンラインによる貴社代表者長堀慶太氏（以下「長堀氏」といいます。）のインタビュー記事によれば、貴社は、当社の貴社株式買い集め行為を受け、メインバンクのりそな銀行より西村あさひの紹介を受け、さらにその後、（紹介者の点は明確でないものの）IRJの紹介を受けたと説明されていることから、貴社は、貴社代理人が所属する西村あさひだけでなく、少なくとも、IRJとの間でもアドバイザリー契約を締結しているものと拝察します。

その点、繰り返し述べているとおり、当社が「ウルフパック戦術」を用いているなどという貴社の指摘は事実無根のものでありますが、上記のとおり、「ウルフパック戦術」を買収者に指南していたIRJとの間で、貴社自らがアドバイザリー契約を締結した上で、当社に対して、執拗に「ウルフパック戦術」を用いている合理的な疑いがあるなどと非難すること自体、大いに違和感を覚えざるを得ません。すなわち、本件において、IRJは、専ら当社に対する悪印象を一般株主に植え付ける目的で、「ウルフパック戦術」が用いられていると自ら騒ぎ立てるといふ、「逆ウルフパック戦術」とも表現すべき戦術を貴社に提案したのではないかとの疑念を抱かざるを得ません。そして、さらに進んで、貴社から高額なアドバイザリー費用の獲得のために、IRJは、当社が「ウルフパック戦術」を用いているという尤もらしい状況を作出すため、他の株主を扇動するなどの自作自演（マッチポンプ）を行っている可能性も完全には排除できないと考えております。

加えて、IRJと西村あさひは、前記ADCとTKSの経営権争いの一件において、共にTKSと委任契約ないしアドバイザリー契約を締結し、同陣営として共に活動していた事実を鑑みますと、貴社にIRJを紹介ないし推薦したのも西村あさひであったと合理的に推察されます。そして、基本的に貴社からの質問や回答の書面は、すべて西村あさひの所属弁護士によって作成されているであろうことを踏まえ、西村あさひもまたIRJと共に、上記「逆ウルフパック戦術」を貴社に提案している可能性も否定できないと考えます。

以上を踏まえ、貴社におかれては、①IRJとの間でアドバイザリー契約を締結するに至った経緯（特に、IRJを貴社に紹介した人物）、そして、②当社が貴社株式の買い集めに当たり「ウルフパック戦術」を用いていると指摘した人物及びその際に同行が行った説明内容についてご説明いただくとともに、③念のためIRJに対して本件においてマッチポンプと評価される事実が存在しないか確認を行い、その結果についてご回答いただくようお願い申し上げます。

以 上